

（ 令 4 . 1 1 . 4 ）  
（ 総 2 1 - 2 ）

令和4年11月4日

税制調査会長 中里 実 様

税制調査会特別委員 河野 俊嗣

本日の税制調査会を所用により欠席しますので、下記のとおり意見を述べます。

記

- 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合（いわゆる第1の柱）や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合（いわゆる第2の柱）、我が国において、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえると、地方の税源となるべき部分が含まれると考えるべきである。
- 今後、法制度の整備を進めていく際には、納税者の事務負担等にも配慮し、地方税源部分については国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど、適切に制度を構築すべきである。

以上